

新座市

土砂等のたい積の規制

新座市市民生活部環境対策課

新座市土砂等のたい積等の規制に関する条例について

新座市では、土砂等のたい積に関して、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として「新座市土砂等のたい積の規制に関する条例」を定めています。

この「土砂等のたい積」とは、埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積のことを指し、「土砂等」とは、たい積の用に供する土砂、岩石等（自ら行う製品の製造又は加工のための原材料を除く。）で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のものを指します。

※製品の製造又は加工のための原材料

(例) セメント製造業で用いる砂、陶器又はガラス製造業で用いる珪砂、セラミック、粘土等

1 許可が必要な土砂等のたい積

土砂等のたい積に係る土地の区域の面積が **500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満**のときは、土砂等のたい積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければなりません。

※ 敷地面積ではなく、実際のたい積地面積を対象としています。

※ 3,000 平方メートル以上の面積の土地にたい積する場合は**埼玉県**の許可が必要です。

※ 以下の土砂等のたい積については、市長の許可は不要です。

- (1) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等のたい積で当該事業の区域における土砂等のみを用いて行うもの
- (2) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等のたい積
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める法人が行う土砂等のたい積
- (4) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等のたい積
- (5) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等のたい積
- (6) このほか、無秩序な土砂等のたい積のおそれがないものとして規則で定めるもの

2 土砂のたい積の許可手続き

土砂等のたい積の許可を受けようとする時は、あらかじめ、「新座市土砂等のたい積の許可申請書」を市長に提出しなければなりません。

※ 提出部数は、**正副2通**です。

※ 許可申請書には、**以下の書類を添付**してください。

- (1) 申請者及び元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土砂等のたい積に係る土地の登記事項証明書
- (3) 申請者及び元請負人が土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（例：直近の法人事業税納税証明書、預金残高証明書、決算報告書、建設業許可書、工事経歴書）
- (4) 土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面（例：土地所有者の同意書）
- (5) 土砂等のたい積に係る土地の位置を示す図面
- (6) 土砂等のたい積に係る土地の区域を示す図面及び写真
- (7) 土砂等のたい積の完了時及び最大たい積時の土地の形状に係る平面図及び断面図
- (8) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- (9) 擁壁の背面図

※ たい積の許可基準は以下のとおりです。

- (1) 土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等を防止する上で必要な基準
ア 最大たい積時及び土砂等のたい積の完了時においてたい積する土砂等の高さ及びのり面の勾配
 - ・ 土砂等の高さの高低差が2メートル以内であること。
 - ・ 土砂等のたい積により生じるのり面の勾配が、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下であること。
- イ 排水施設、擁壁その他の施設
 - ・ 区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
 - ・ 排水施設の構造は、下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること（ただし、土砂

等のたい積の目的が一時的な土砂等の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。)

- ・ 擁壁は、宅地造成等規制法施行令第5条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。
- ・ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じ必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

ウ 地形、地質又は周囲の状況に応じて配慮すべき事項又は講じるべき措置

- ・ 土砂等のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂等のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- ・ 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地に土砂等のたい積を行う場合は、土砂等のたい積を行う前の土地の地盤と土砂等のたい積に使用した土砂等との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- ・ 土砂等のたい積の完了後に土砂等が崩壊しないように、締固めその他の土砂等のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。
- ・ 土砂等のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂等のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。
- ・ 土砂等のたい積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂等のたい積を行う時間、期間等が定められていること。
- ・ 土砂等のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

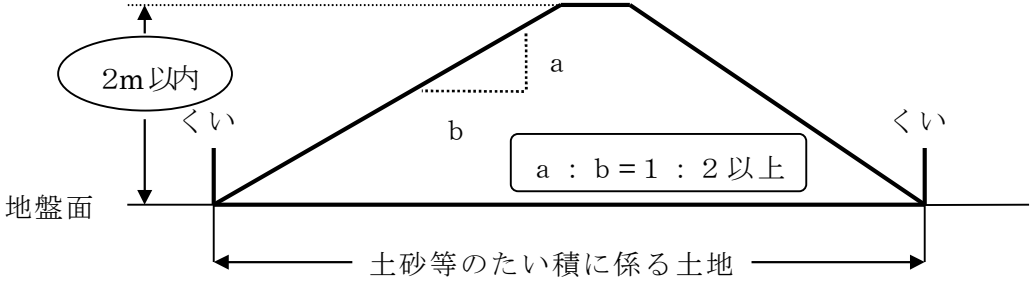
(2) 申請者及び元請負人が土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があること。

(3) 土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があること。

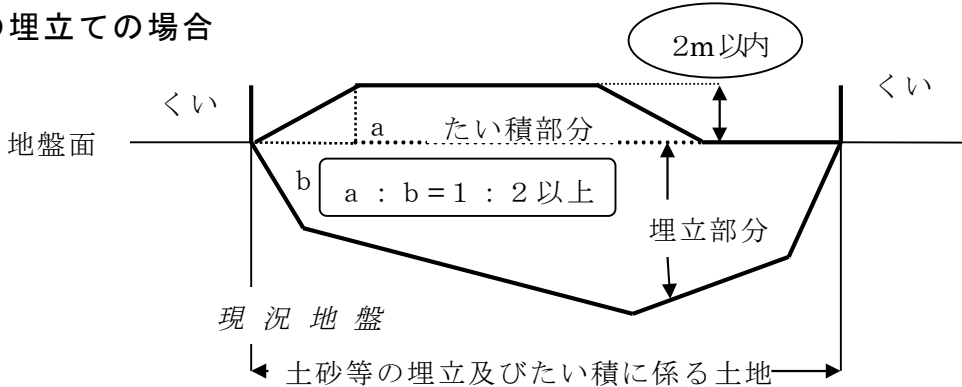
(4) 市長が許可の条件として付した遵守すること。

参考：新座市土砂等のたい積の規制に関する条例
で定める土砂等のたい積の標準断面図

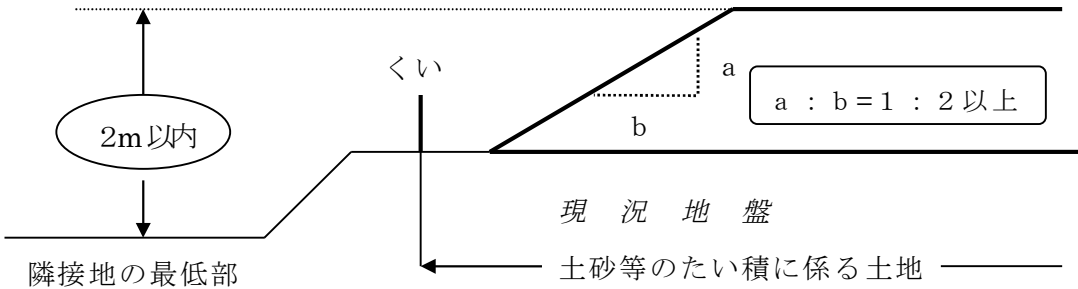
(1) 一般的なたい積



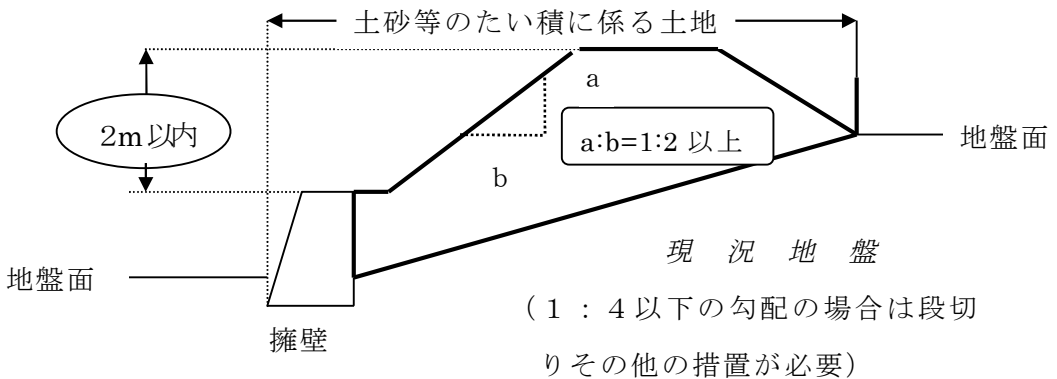
(2) 穴等の埋立ての場合



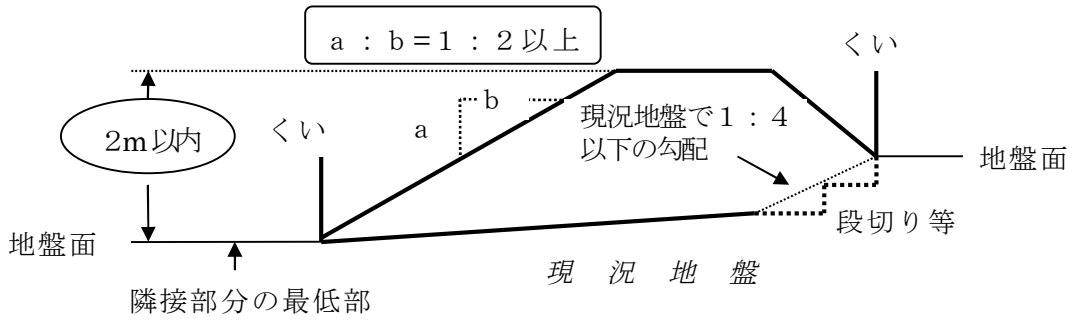
(3) 隣接する土地とに高低差がある場合



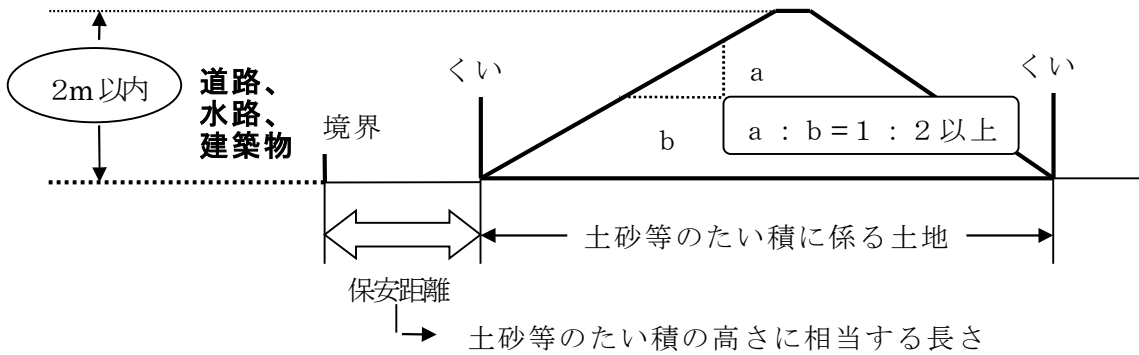
(4) 擁壁を用いる場合



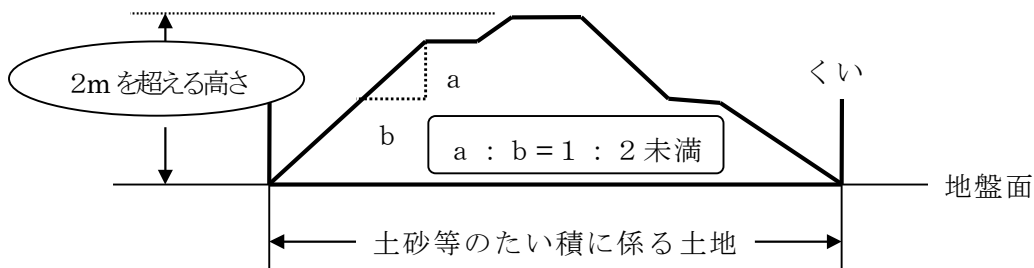
(5) 勾配のある土地の場合



(6) 周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合



(7) 土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合

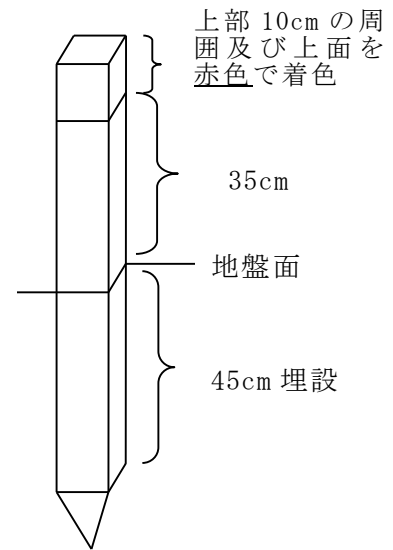


※ 土質試験等に基づき地盤及び土砂等のたい積に使用する土砂等の安定計算等をした結果、土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときに限る。

※ **くいの標準形状等**

くいは、木材等で朽腐しにくい材質を用い、右図のとおり上部10cmを赤色で着色し、45cmを地面にしっかり埋め込んで固定すること。

寸法 縦6cm×横6cm×長さ90cm
の直方体



3 許可申請者、許可事業者の義務

土砂のたい積を行う時は、たい積に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等の発生を防止するため、必要な措置を講じるとともに、たい積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮してください。

- ※ たい積を行う場合には、周辺の住民に概要を周知させるよう努めてください。
- ※ 土砂等のたい積に着手したときは、着手した日から 10 日以内に「新座市土砂等のたい積の着手届出書」を提出してください（正副 2 通）
- ※ 土砂のたい積を行っている間、区域内の見やすい場所に、以下の様式の標識を掲示してください。

新座市土砂等のたい積の規制に関する条例に基づく土砂等のたい積の許可標識		
許可を受けた者	住所	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	
許可の概要	許可番号	
	許可年月日	
	土地の区域	所在
		面積
	元請負人	住所
		氏名又は名称 (代表者氏名)
		連絡先
たい積期間		
許可をした機関	名称	
	連絡先	

50cm
以上

60cm 以上

- ※ 土砂等のたい積期間が 3 ヶ月以上となる場合は、3 ヶ月ごとに、各期間の経過後 20 日以内に「新座市土砂等のたい積に係る定期報告書」により、

搬入した土砂等の採取場所及び採取場所ごとの数量を報告してください。
 なお、この定期報告書には、①土砂等の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類、②たい積場の写真を添付し、正副2通提出してください。

※ 許可に係る土砂等のたい積が完了したときは、完了した日から10日以内に、「新座市土砂等のたい積の完了等届出書」を提出してください。また、このとき、市長が発行した「新座市土砂等のたい積の許可証」を返納してください。

※ 許可を受けた内容を変更する時は、以下のとおり、その旨を市長に届け出るか、市長の許可を受けてください。

氏名、住所等	届出のみ
所在、面積	許可必要
目的	許可必要
元請負人	許可必要
最大たい積時数量	届出のみ
最大たい積時形状	許可必要（軽微な変更は届出）
完了時における土地の形状	許可必要（軽微な変更は届出）
周辺的生活環境の保全のための方策	届出のみ
排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画	許可必要
その他災害、事故等の防止のためにとる措置	許可必要
期 間	すべて不要
土砂等のたい積に関する法令又は他の条例の規定による許可等の処分の状況	すべて不要

※ 不正な手段により許可を受けた場合や許可条件に違反した場合は、許可を取り消されることがあります。

○ 問い合わせ先

新座市市民生活部環境対策課 TEL 048-481-6769（内線1342）

様式第 1 号（第 2 条関係）

新座市土砂等のたい積の許可申請書

年 月 日

（申請先） 新座市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

（ 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

次のとおり計画する土砂等のたい積について、新座市土砂等のたい積の規制に関する条例第 5 条第 1 項の規定による許可を受けたいので申請します。

土砂等のたい積に関する計画

申請者	住所		
	氏名又は名称 (代表者氏名)		
土砂等の たい積	土地の 区域	所在	
		面積	
	目的		
	元請負人	住所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
	最大 たい積時	土砂等の数量	
		土地の形状	
	完了時における土地の形状		
	周辺の生活環境の保全のための方策		
	排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画		
	その他災害、事故等の防止のためにとる措置		
	期間		
土砂等のたい積に関する法令又は他の条例の規定による許可等の処分の状況			

様式第 5 号（第 9 条関係）

新座市土砂等のたい積の変更許可申請書

年 月 日

（申請先） 新座市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

下記の変更について、新座市土砂等のたい積の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けたいので申請します。

記

許可番号	
変更事項	
変更内容	

様式第7号（第11条関係）

新座市土砂等のたい積の変更届出書

年 月 日

（届出先） 新座市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり変更（する・した）ので、新座市土砂等のたい積の規制に関する条例第9条の規定により届け出ます。

記

許可番号	
変更事項	
変更内容	

様式第9号（第14条関係）

新座市土砂等のたい積の着手届出書

年 月 日

（届出先） 新座市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり土砂等のたい積に着手したので、新座市土砂等のたい積の規制に関する条例第13条の規定により届け出ます。

記

土砂等の たい積の 許可	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		
	土地の区域	所 在	
		面 積	
土砂等のたい積に着手した年月日			

様式第10号（第15条関係）

新座市土砂等のたい積に係る定期報告書

年 月 日

（報告先） 新座市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり新座市土砂等のたい積の規制に関する条例第14条第1項の規定により報告します。

記

対 象 と な る 期 間				
許 可 を 受 け た 者	住 所			
	氏 名 又 は 名 称 (代表者氏名)			
土 砂 等 の たい積の 許 可	許 可 番 号			
	許 可 年 月 日			
	土 地 の 区 域	所 在		
		面 積		
搬入した 土砂等①	採 取 場 所			
	数 量			
搬入した 土砂等②	採 取 場 所			
	数 量			
搬入した 土砂等③	採 取 場 所			
	数 量			
搬入した 土砂等④	採 取 場 所			
	数 量			

注) 搬入した土砂等の採取場所が5以上の場合は、搬入した土砂等の欄を適宜増やすこと。

様式第 1 1 号 (第 1 6 条関係)

新座市土砂等のたい積の完了等届出書

年 月 日

(届出先) 新座市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり土砂等のたい積を(完了・廃止)したので、新座市土砂等のたい積の規制に関する条例第 1 5 条の規定により届け出ます。

記

土砂等の たい積の 許 可	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		
	土 地 の	所 在	
	区 域	面 積	
土砂等のたい積を完了し、 又は廃止した年月日			